

## 令和3年度兵庫県医療機関勤務環境改善推進事業 企画提案募集要項

### 1 趣旨

兵庫県が設置する「兵庫県医療勤務環境改善支援センター」(※) (以下「センター」という。) において、医療従事者が健康で安心して働くことができる環境整備を促進し、質の高い医療提供体制の構築を図るため、医療機関における勤務環境改善の自主的な取組を支援する事業を実施することとし、この事業を委託する事業者 (以下「実施団体」という。) を選定するための企画提案を募集する。

※兵庫県医療勤務環境改善支援センターについては、下記の URL を参照

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf15/27kinmukannkyoukaizenn.html>

### 2 応募資格

次の全ての要件を満たすものであること。

- (1) 兵庫県内で活動実績を有する法人で、事業を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ① 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者
  - ② 募集期間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
  - ③ 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
  - ④ 兵庫県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
  - ⑤ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
  - ⑥ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者
- (3) 事業の実施に当たり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができること。

### 3 事業内容

実施団体は、次の各項の業務を実施し、当該事業を通して得られた医療機関の勤務環境改善にかかる取組のノウハウ等を県へフィードバックする。

#### (1) 相談対応

センターの医療労務管理アドバイザーと連携して、医療機関の相談に対応する。

- ① 内 容 勤務環境改善に関する相談 (勤務環境改善計画策定・実行、医師労働時間短縮計画に関する助言、医療経営、医療労務、医療情勢 等) があつた医療機関に電話、メール、訪問による相談対応
- ② 回 数 月 5 件程度、訪問による相談対応は、月 2 回程度

※医療労務管理アドバイザーについては、下記の URL を参照

参考 : [http://www.hyogo-roki.or.jp/iryous\\_roumusc/guide.html](http://www.hyogo-roki.or.jp/iryous_roumusc/guide.html)

#### (2) 取組支援

医療機関を個別に訪問し、当該医療機関の実情に応じた効果的な取組方法について、ともに検討しながら、実行に向けた助言を行う。

- ① 内 容 取組支援医療機関の選定、勤務実態の分析、課題抽出・勤務環境改善計画 (医師労働時間短縮計画含む) 策定・取組実行に向けた助言
- ② 医療機関 2 医療機関
- ③ 訪問回数 月 2 回× 6 ヶ月程度

### (3) 研修の実施

医療機関を対象とした勤務環境改善のための研修会を開催する。

- ① 内 容 (2)の取組支援医療機関による事例(少なくとも1例は医療従事者の労働時間短縮に関する内容を含む)の発表、法令・制度・社会情勢等の周知、センターによる支援内容の紹介
- ② 回 数 1回以上(120分以上)
- ③ 開催規模 参加者100人程度
- ④ そ の 他 開催時には今後の参考とするため参加者アンケートを実施する。

### (4) 調査研究

医療機関に対し、勤務環境改善の取組状況(医療従事者の勤務時間短縮に関する内容を含む)調査を実施し、結果をとりまとめる。回答率の向上を図るため、未回答機関に対して働きかけを行う。

### (5) その他

- ① 情報収集 事業実施にあたり、厚生労働省等の開催する研修会等に参加するなど、医療勤務環境改善にかかる最新の情勢を把握に務める。
- ② 周 知 (1)(2)にかかる支援について、医療機関に対して周知啓発につとめる。
- ③ 連携体制 医療労務管理アドバイザーとの連携を密にするため、定期的に情報共有の機会を設ける。

## 4 委託条件等

- (1) 委託期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
- (2) 委託料 3,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。
- (3) 経 費
  - ① 対象となる経費  
本事業を実施する上で必要となる経費  
(謝金、旅費、消耗品・印刷費、通信・運搬費、会場使用料、その他経費等)
  - ② 対象外の経費  
実施団体の本来業務に係る経費、領収書等により委託事業として支払ったことが明確にできない経費、その他事業との関連性が認められない経費
- (4) そ の 他
  - ① 委託料の支払いは原則精算払いとする。  
なお、必要があると認められる場合は前金払いを行うことができる。
  - ② 委託事業完了後、委託料を精算し、余剰金が生じた場合は返還しなければならない。

- ## 5 募集期間
- 令和3年3月8日(月)～令和3年3月22日(月)までの間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の各日午前9時から午後5時30分まで

## 6 提出書類

- (1) 令和3年度兵庫県医療機関勤務環境改善推進事業に係る企画提案書(様式1)
- (2) 事業実施計画書(様式2)
- (3) 収支計画書(様式3)
- (4) 法人の概要を記した資料

(定款又は寄附行為、会社概要等応募者の概要が分かる書類、申請日が属する会計年度の前年度の決算書類(事業報告書、貸借対照表及び損益計算書等))

(5) 納税証明書

県税(全税目)に滞納がないことを証する書類(兵庫県下の県税事務所が発行する「納税証明書(3)」)(提出の日において発行から3ヵ月以内のもの)

## 7 提出方法

(1) 提出先 〒650-8567

神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県健康福祉部健康局医務課(担当:松田 文香)

(2) 提出部数 正本1部、副本1部 資料は原則A4サイズ

(3) 提出方法

- ① 持参又は書留郵便により提出すること。(ただし、提出書類は返却しない。)
- ② 今回の応募にかかる一切の費用は、応募者の負担とする。

## 8 内容についての質問等

(1) 質問書(様式任意)により、令和3年3月12日(金)16時までに電子メール又はFAXにより事務局へ提出すること。

※電子メールの場合、タイトルを「【質問】令和3年度兵庫県医療勤務環境改善」とすること。

(2) 回答は、令和3年3月16日(火)までに回答する。(関係者などへの確認を要するため期限までに回答できないものは、その旨の連絡をする。)

## 9 審査等

(1) 審査方法

- ① 審査は、企画提案審査会を設置し、提出された企画提案書等を基にヒアリングを行い、その結果に基づき、委託する実施団体を決定する。ヒアリング日時(3月下旬)については、事前に通知する。
- ② 3団体を超える応募があった場合は、県医務課で書類選考を実施し、通過した応募者のみヒアリングを実施する。
- ③ 審査の結果は、応募者全員に文書で通知する。

(2) 審査基準

事業の有効性、事業遂行能力など事業の総合評価

## 10 事業報告等

(1) 事業実施期間終了後、県医務課の指定様式により事業実施報告書を提出する。

(2) 実施団体が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は実施団体に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。

(3) 実施団体は、事業実績報告書の記載内容が確認できる書類(会計関係帳簿、通帳等)を事業終了後5年間保存すること。

## 11 留意事項

- (1) 事業内容については、委託先決定後、県医務課と実施団体が協議を行い、委託内容、仕様及び委託金額の詳細を決定する。
- (2) 実施団体は、事業期間中の進捗状況について、県医務課からの求めに応じて速やかに報告すること。
- (3) 契約は、本事業にかかる予算の議決を条件として締結するものとする。

## 12 問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県健康福祉部健康局医務課（担当：松田 文香）

電話：078（362）3606      FAX：078（362）4267

E-mail:imu@pref.hyogo.lg.jp